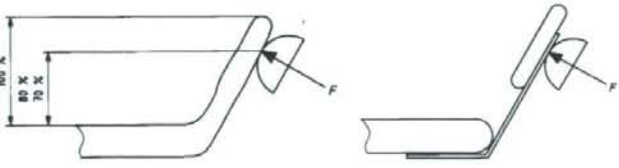
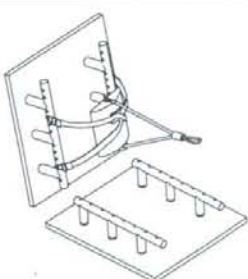
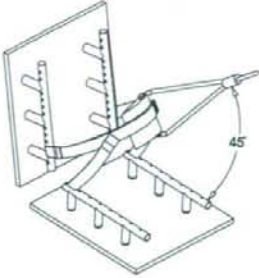


		<p>の位置に負荷すること。分離型側方支持部の負荷位置は側方支持部の中央±10mmに負荷すること。子供用250N、大人用500Nで10秒間の負荷を10回繰り返すこと。</p> 
<p>図10 内側方向負荷静的荷重試験</p>		
<p>大腿内転防止支持部</p>		
内側方向 静的荷重 試験	<p>大腿内転防止支持部に内側方向静的荷重試験を実施し、機能不全が起こらないこと。</p>	<p>大腿内転防止支持部に静的荷重を負荷する。負荷位置は膝支持部の中央±10mm の位置に内側方向へ負荷すること。子供用 250N、大人用 500N で 10 秒間の負荷を 10 回繰り返すこと。</p>
<p>前方体幹支持部</p>		
前方静的 荷重試験	<p>前方体幹支持部品に対して、前方静的荷重試験を実施し、機能不全がおこらないこと。</p>	 <p>図11 前方体幹支持部前方静的荷重試験</p> <p>図11に示すように適切な圧子をベルトにかけ、それを背面に対して垂直に引くこと。 子供用330N、大人用750Nで10秒間の負荷を10回繰り返すこと。</p>
<p>前方骨盤支持部</p>		

<p>前方静的荷重試験</p>	<p>前方骨盤支持部品に対して、前方静的荷重試験を実施し、機能不全がおこらないこと。</p>	 <p>図1 2 前方骨盤支持前方静的荷重試験</p> <p>図1 2に示すように、適切な圧子をベルトにかけ、それを前方45度の角度で引くこと。</p> <p>子供用330N、大人用750Nで10秒間の負荷を10回繰り返すこと。</p>
<p>足部支持部</p>		
<p>下方静的荷重試験</p>	<p>下方静的荷重試験を行った時、機能不全がおこらないこと。</p>	<p>この試験にはテストダミーは用いない。図1 3に示すような負荷パッドを用いて足部支持部板又はパイプに負荷する。平板のフットレストや2個以上のパイプで構成されている足部支持部は凸型の荷重パッドを用いる。1本のパイプで構成されている足部支持部は凹型の荷重パッドを用いる。パイプ製などで平らな面がない足部支持部はType Gに示されるように<math>15^{\circ} \pm 5^{\circ}</math>の角度で負荷する。開放部分がある構造でType Eのように標準の荷重パッドでの負荷が出来ない場合は荷重負荷位置が合うように適当な補助板を使用して良い。Type Aのように足部支持部が分離している場合は個々の足部支持部に負荷する。</p> <p>子供用330N、大人用750Nの負荷値に達するまでゆっくと荷重を増加させ、負荷設定値に達したらそのまま5秒から10秒間負荷すること。</p>

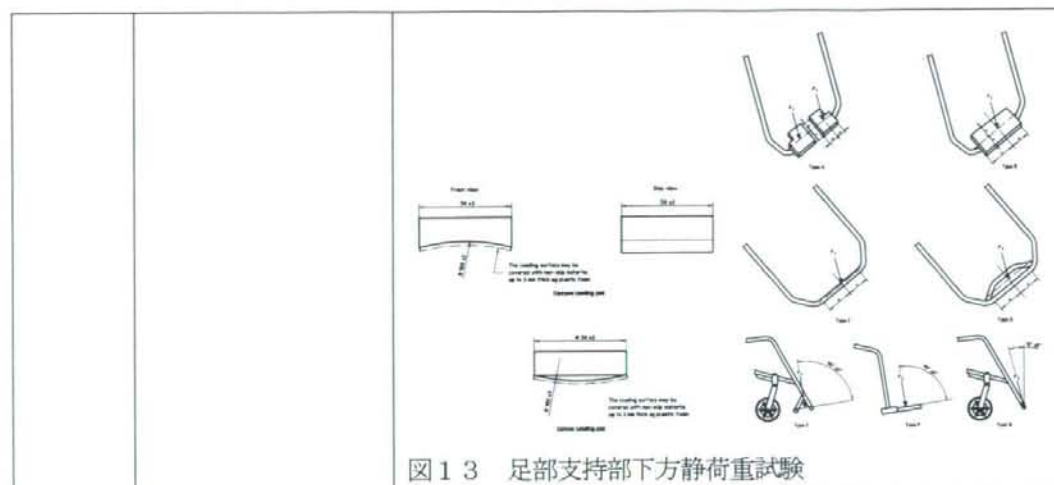


図13 足部支持部下方静荷重試験

上方耐荷重試験

上方耐荷重試験を行った時、機能不全が起らないこと。目視、触感などで確認する。

この試験は上方への負荷が出来ない構造の足部支持部（取り外し可能でロック装置がないもの）には適用しない。試験は車いすに取り付けて行うこと。

水平な試験平面上にダミーを載せた車いすを置き、負荷パッド又は50mmのストラップを介して、ワンピースの場合は図14に示すように中心部に子供用330N、大人用750Nの負荷値を、ツーピースの場合は左右パーツ部に子供用165N、大人用375Nの負荷値を加える。規定された負荷値に達するまでゆっくりと荷重を増加させ、負荷設定値に達したらそのまま5～10秒間負荷すること。

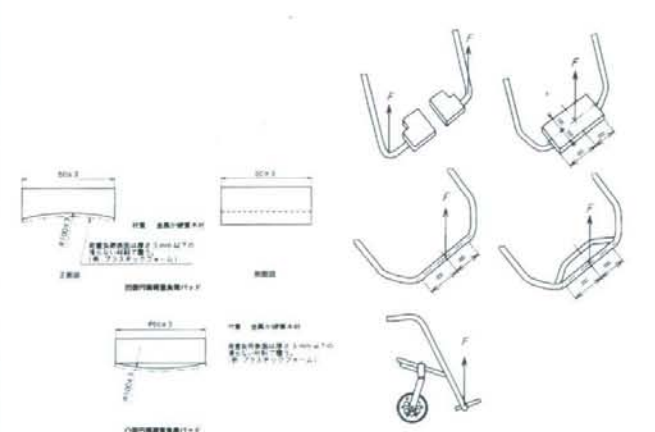


図14 上方耐荷重試験

構造フレーム（座背支持部がなければ、推奨する座背をつけて実施する）

構造フレームすべてに共通する項目試験

<p>バックレスト斜め耐衝撃性試験</p>	<p>構造フレーム背支持部耐衝撃性試験は次のとおりとする。 バックレスト斜め耐衝撃性試験を行った後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<p>JIS T9201に定めるバックレスト（背もたれ）斜め耐衝撃性試験により確認すること。 ティルト・リクライニング機構がある場合も実施し、その時の背部角度は、垂直またはそれに近い角度とすること。</p>
<p>静的安定性試験</p>	<p>静的安定性は10度の斜面上で前方、後方及び左右方向に安定であること。</p>	<p>JIS T9201に定める静的安定性試験により確認すること。 ティルト・リクライニング機構がある場合は、背部を後方に最も倒した状態と背部角度が垂直またはそれに近い角度の2条件で実施すること。</p>
<p>屋外車輪付構造フレーム</p>		
<p>走行耐久性試験</p>	<p>走行耐久性試験を行った後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。</p>	<div data-bbox="519 818 795 1049" style="text-align: center;"> </div> <p>図15 走行耐久性試験</p> <p>JIS T9201に定める走行耐久試験により確認すること。ただし子供用の場合は、33kgのおもりを座面の中央部分に載せて同様の試験を行うこと。 ティルト・リクライニング機構がある場合、背支持部を水平から30度まで倒して実施すること。なお、30度まで倒れない場合は最大まで倒して実施すること。</p>
<p>静止力試験</p>	<p>屋外構造用フレームは7度の斜面上に駐車用のブレーキをかけた状態で前方及び後方に安定であること。</p>	<p>JIS T9201に定める静止力試験により確認すること。ただし子供用の場合は、33kgのおもりを座面の中央部分に載せて同様の試験を行うこと。 ティルト・リクライニング機構がある場合は、背部を後方に最も倒した状態と背部角度が垂直またはそれに近い角度の2条件で実施すること</p>
<p>屋内車輪付構造フレーム</p>		

走行耐久 性試験	走行耐久試験を行った後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	JIS T9201に定める走行耐久試験により確認すること。ただし子供用の場合は、33kgのおもりを座面の中央部分に載せて同様の試験を行うこと。試験回数はJISの規定によらず、大人用、子供用とも10000回とすること。 ただし、車輪がすべてキャスターの構造フレームの場合は、対象外とすること。 ティルト・リクライニング機構がある場合、背支持部を水平から30度まで倒して実施すること。なお、30度まで倒れない場合は最大まで倒して実施すること。
構造フレームにティッピングレバー・グリップ・アームレストが装着している場合		
ティッピングレバー		
ティッピ ングレバ ー耐荷重 試験	ティッピングレバー耐荷重試験を行った後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	JIS T9201に定めるティッピングレバー耐荷重試験により確認すること。ただし、負荷荷重を子供用330N、大人用750Nとする。
グリップ		
手押しハ ンドル上 方耐荷重 試験	手押しハンドル上方耐荷重試験を行った後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	JIS T9201に定める手押しハンドル上方耐荷重試験により確認すること。
グリップ 耐離脱性 試験	グリップ耐離脱性試験を行った後、グリップが抜けにくいこと。	JIS T9201に定めるグリップ耐離脱性試験により確認すること。ただし、負荷荷重を子供用330N、大人用750Nとする。
アームレスト		
アームレ スト下方 耐荷重試 験	アームレスト下方耐荷重試験を行った後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	JIS T9201に定めるアームレスト（ひじ当て）下方耐荷重試験により確認すること。ただし、負荷荷重を子供用330N、大人用750Nとする。

アームレスト上方耐荷重試験	アームレスト上方耐荷重試験を行った後、各部に破損、外れ及び使用上支障のある変形がないこと。	JIS T9201に定めるアームレスト上方耐荷重試験により確認すること。ただし、負荷荷重を子供用330N、大人用750Nとする。
支持部（座背クッション・ベルト）		
生体適合性	使用材料には、有害なものを含まないこと。	
難燃性	難燃性の素材を使用していること。	

## 附属書 1 座位保持装置部品試験の詳細規定

### 1. 座位保持装置部品の設置

構造フレームまたは車いすに装着するために座位保持装置製造者マニュアルに従い、規定された試験装置に座位保持装置や座位システムを固定すること。もし、取り付け具間隔が規定されていないなら背支持は150mmで、座は380mmで設置すること。

座位保持装置が製造者からのシステムとしての取り付け具が供給されているなら、ユニットとして取り付け具や支持面を組み立てる。装着機器での装着を意図した座位保持装置で、装着機器がない場合には、代用装着機器を使用すること。

フックやループなど多様な固定具は試験での座位保持装置の固定を補助するために使用されるが、試験手法を妨害しないようにすること。

すべての固定は製造者マニュアルに規定された方法で行うこと。取り付け位置が調節可能な場合は、最もよく使うと思われる位置に取り付けて試験を行うこと。製造者マニュアルで規定されたすべての絞め金具は絞めること

試験された座位保持装置の取り付け状態は記録すること。

本基準内に治具などの寸法、形状などの規定がない場合は、適当なものを使用して良い。ただし、使用したものについて写真などで記録すること。

### 2. 機能不全の定義

SGでは使用上支障のある緩み、変形などが無いことと規定されているが、本基準では以下のように規定する。

- ・ 部品の破損、見た目ではわかる亀裂、縫い目の裂けや壊れなどを指す。
- ・ 素材の構造まで及んでいない塗装のような表面上の仕上げにおける裂けは機能不全としない。
- ・ ナット、ボルト、ねじ、調整用部品、または同様な部品が試験中1度締めたり、調整したり、再適合した後に外れたもの。
- ・ 電気接合部が変位したり、外れたりしたもの。
- ・ 部品の取り外し、折りたたみ、調整など、製造者によって述べられている意図した操作が出来なくなったもの。
- ・ 位置調整または調整部品が始めの位置から6mm以上永久的に変位するもの
- ・ 部品が適合や機能に影響する範囲で永久変形が起きるもの。

### 3. 車輪付き構造フレームに各種機構がついた場合の走行耐久試験

機構を持っている場合、基本的にそれぞれの試験で最大の負荷がかかる位置で実施すること。

#### リクライニング機構がある場合

リクライニング機構がある場合は、最大に起こした状態と水平から30度に背フレームを保持したままの状態との2通りを試験する。ただし、そこまで角度が取れない場合は最大に後方へ倒した状態で試験を行う。

トランスファなどを考慮した前方への傾斜が可能な場合、水平から95度後方に背フレームを倒した状態で試験を実施すること。

#### ティルト機構がある場合

ティルト機構がある場合は、最大に起こした状態と水平から30度に背フレームを保持したままの状態との2通りを試験する。ただし、そこまで角度が取れない場合は最大に後方へ倒した状態で試験を行う。

トランスファなどを考慮した前方への傾斜が可能な場合、水平から95度後方に背フレームを倒した状態で試験を実施すること。

#### 上下機構がある場合

上下機構がある場合は、最大高さで試験を実施する。

#### 屋外用車輪付き構造フレーム

屋外用車輪付き構造フレームはJIS T9201の走行耐久試験の手法に準拠する。

#### 屋内用車輪付き構造フレーム

屋内用車輪付き構造フレームはJIS T9201の走行耐久性試験の手法に準拠する。ただし、車輪がすべてキャストの構造フレームであれば、試験の対象外とすること。

## 4. 各種機構がついた構造フレームの傾斜での安定性と停止力試験

基本的にそれぞれの試験で最も安定性や停止力が落ちる状態で試験を実施すること。

#### リクライニング機構がある場合

リクライニング機構がある場合は、背部を後方に最も倒した状態と背部角度が垂直またはそれに近い角度の2条件で試験すること。

#### ティルト機構がある場合

ティルト機構がある場合は、背部を後方に最も倒した状態と背部角度が垂直またはそれに近い角度の2条件で試験すること。

#### 上下機構がある場合

上下機構がある場合は、最大高さで試験を実施すること。

## 5. 試験報告書



試験報告書は次の内容を含むこと ・試験種目の参照部

- ・試験機関の名前と住所、担当者名
- ・座位保持装置の製造者名と住所
- ・試験報告製作年月日
- ・座位保持装置の形式名称、製品番号などの情報
- ・座位保持装置の使用を意図した最大使用者体重
- ・使用された試験機器リスト
- ・試験全体写真
- ・規定に応じて静的試験結果、衝撃試験結果、繰り返し荷重試験結果
- ・静的試験結果に加えて装着点への力の作用線からの距離とそれらを表現する図：この距離は力の作用線に垂直に計測されたレバー長さであるべきである。この距離（背前後方、アームレスト静的試験）は計測する必要はない。
- ・破損の状況および写真、破損荷重。
- ・カバー材質形式の記述
- ・生体適合性と難燃性が明示してある文書。

## 6. 試験が免除できる条件

- ・同一タイプの部品—フック  
部品の形状が類似し、長さだけが各種用意されている部品は一番長いもので、一番強度が弱いと予想できる位置で試験を行えば、それ以外は試験しなくてよい。
- ・同一負荷部位—頭部支持部  
負荷部が同一であれば、形状は異なっても同一と見なす。
- ・車いすフレーム装着に関する部品  
径が異なる車いすフレームに適合するために、径だけ変えたものは同一と見なしてよい。

## 7. 試験方法

- ・静的試験の圧子の速度は15 mm/分以下とすること。
- ・頭部支持部などの接合部を手で締めるタイプは概外観・構造の3)で規定する。なお、今回は調節部位を仮固定して試験を実施してよいが、次回より3)を遵守し、機能不全の状態に合わせる。
- ・負荷時に使用する圧子はパッドの角でカバーなどを損傷しない位置で、基本は参考図のとおりとする。

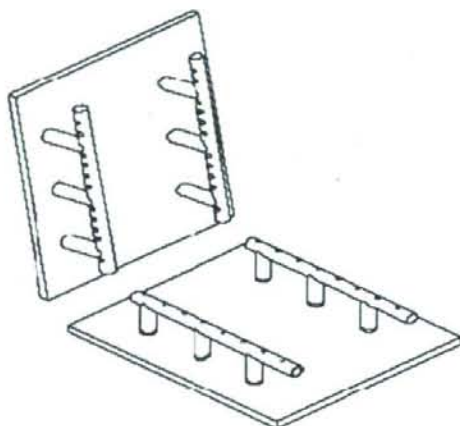
## 附属書 2 座位保持装置部品試験用治具

### 試験固定装置

試験中、座位保持装置を固定化させるために規定された手段である。長さ、幅、そして半径の計測の許容量は他に記述されていなければ寸法の $\pm 5\%$ 以内とする。

### 固定試験フレーム

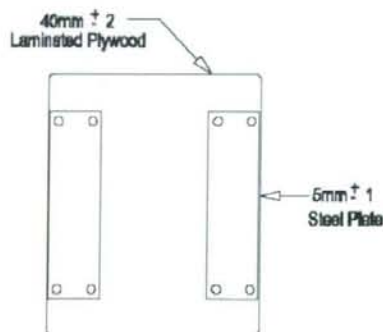
座位保持装置を固定するための車いすフレームを類似させる手段であり、座位保持装置付属品の角度調整が最大に出来るようになっている。固定試験装置の例を図A 1に示す。



図A 1 固定試験装置例

### 固定代用支持面

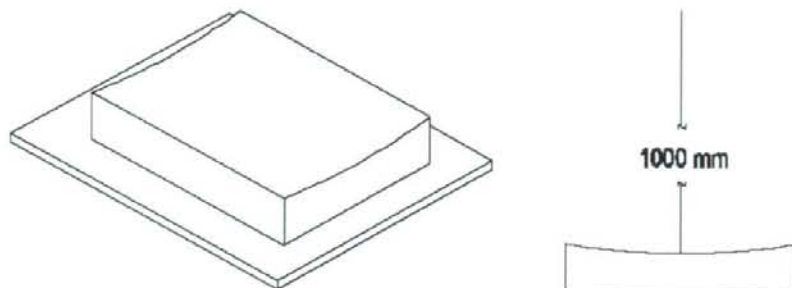
固定水平面での使用を意図した座位保持装置の付属品を安定化させる手段で、固定水平支持面以外には使用できない。代わりの固定支持面の例として図A 2に示す。各種付属品のマウントに対応するために、穴を開けたり、他の物が使用できる。



図A 2 試験付属装置のための代わりの固定支持面の例

### 曲線固定面

スリングシートや背支持の固定材で曲面を模擬するための手段。スリング状態での使用を意図した座面、背面、または背支持クッションを固定するために使用される面。半径1000mm±100mmの曲線固定面の例が図A 3に示される。



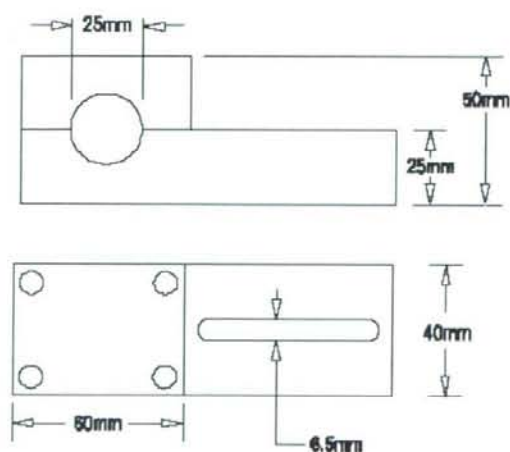
図A 3 スリングシート面を模擬した半径1000mmの曲線固定面の例

### 固定水平面

固い材質で平らな座や背支持を模擬した手段。面は平らな支持面での使用を意図した座クッション、背クッション、背支持を安定化させるために使用される。

### 仮の装着品

装着部品の使用を意図した、しかし装着部品なしで供給された 座位保持装置の固定のための手段。仮の装着部品は固定試験装置への座位保持装置の設置ができる。仮の装着部品の例を図A 4に示す。



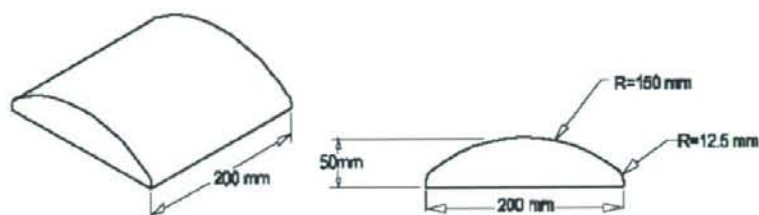
図A 4 仮付属品の例

## 荷重パッド

座位保持装置への荷重の作用を規定した手段。

### 200mm x 200mm凸荷重パッド

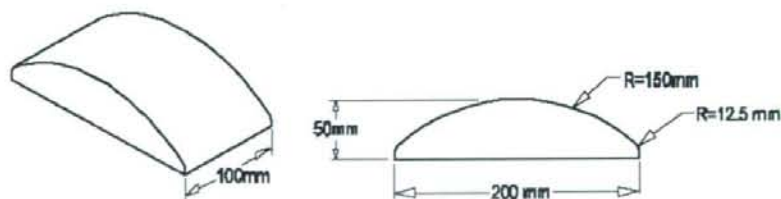
図A 5に示すような金属または木の固定材質で作られた荷重パッド。



図A 5 200mm x 200mmの凸荷重パッドの例

### 200mm x 100mmの凸荷重パッド

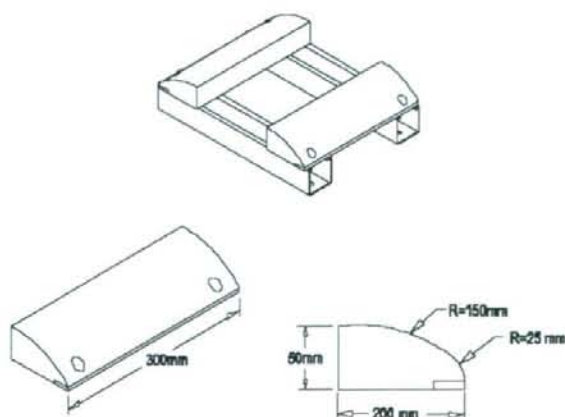
図A 6で示された金属または木での固定材質で作られた荷重パッド。



図A 6 200mm x 100mmの凸荷重パッドの例

### Adjustable convex loading pad, 調整凸荷重パッド

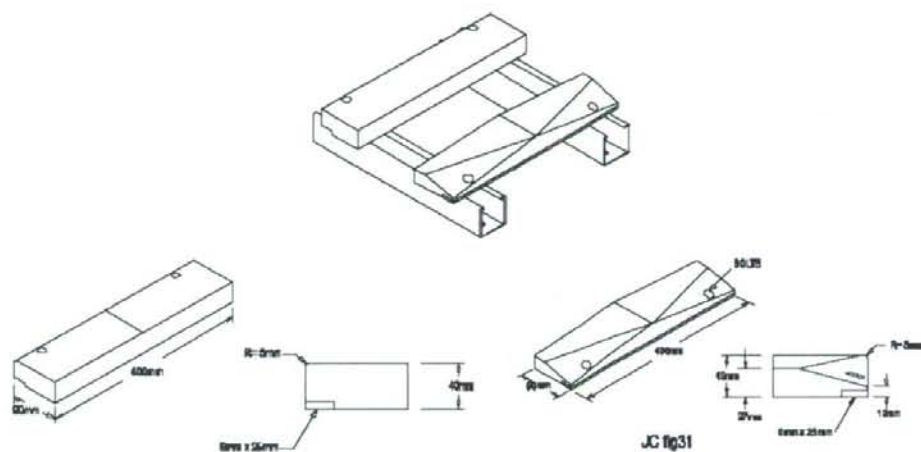
図A 7に示された凸面要素と調整幅を持った荷重パッド



図A 7 調整凸荷重パッド

### 調整可能上部体幹荷重パッド

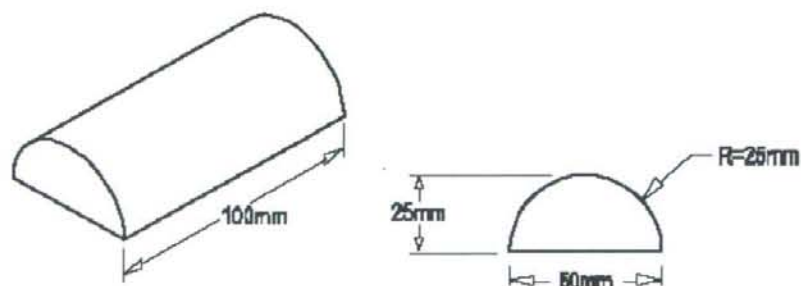
図A 8に示す上部体幹を模擬した調整形状を持つ荷重パッド。



図A 8 上部体幹荷重パッドの例

### 50mm x 100mm凸荷重パッド

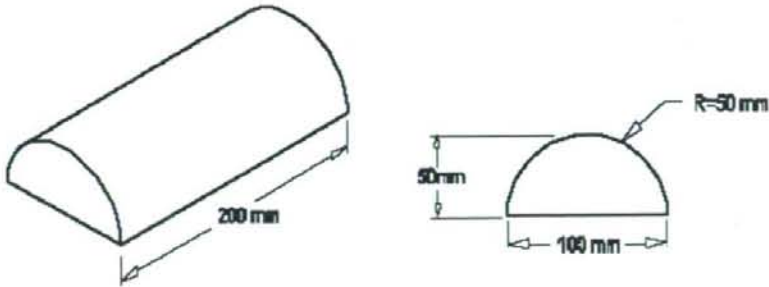
図A 9に示された凸荷重パッド。金属または硬い木のような固体金属で作られた荷重パッド。



図A 9 50 mm x 100 mm凸荷重パッドの例

### 凸荷重パッド

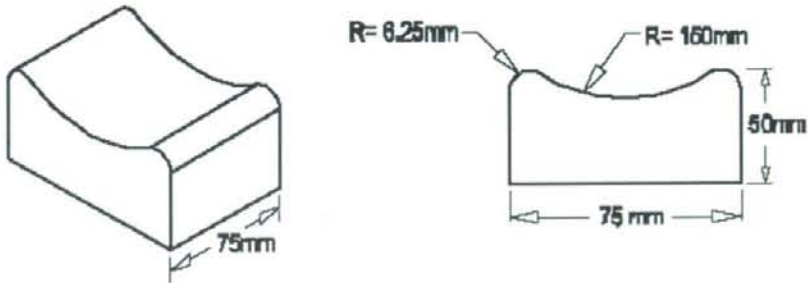
図A 10に示された凸荷重パッド。金属または硬い木のような固体金属で作られた荷重パッド。



図A10 凸荷重パッド

### 75mm x 75mm凹荷重パッド

図A11に示された荷重パッド。金属または硬い木のような固体金属で作られた荷重パッド



図A11 75mm x 75mm凹荷重パッド

### 75mm半球荷重パッド

図A12に示された金属または木のような硬質材で作られた荷重パッド。



図A12 75mm半球荷重パッドの例

(資料) 座位保持装置の背支持部評価試験結果

1/6



Japan Assistive Products Evaluation Center

( JASPEC )

試験報告書

第07-R026号

依頼者名 : 国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所

依頼件名 : 座位保持装置の背支持部評価試験

2008年 1月 7日付をもって当センターに依頼のあり  
ました事項について報告します。

2008年 2月22日

有限責任中間法人 日本福祉用具評価センター



注意) 事前の承認なく、この証明書の一部のみを複製して使用しないで下さい。

注意) 本試験結果は、提出された試料に対するものでありロットを代表するものではありません。

## 座位保持装置の背支持部評価試験結果

受託番号 O-07041

試験実施日 2008年 1月 8日（火）～ 2月 6日（水）

依頼者 国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所  
〒359-8555 埼玉県所沢市並木4-1

適用試験方法・判定基準

「座位保持装置部品の認定基準及び基準確認方法」

試験場所 有限責任中間法人 日本福祉用具評価センター  
〒650-0047 神戸市中央区港島南町7-1-5  
耐久性能試験場内

試験項目 背支持部 : ①後方衝撃試験 ②繰り返し荷重試験  
③後方静的荷重試験 ④前方静的荷重試験

試験条件 使用用途 : 大人用

試験品 背支持部 : 2種類（各4セット）  
品名 : No1 EVOLUTION BACK (写真1)  
No2 JAY FIT SYSTEM (背支持部) (写真2)  
型番 : No1 -----  
No2 477777 (製品番号)



写真1 試験品(No1)



写真2 試験品(No2)

使用試験機 油圧耐久性試験機（島津サーボバルサ材料試験システム）  
衝撃耐久性試験機（自社開発品）

品質管理者（代行） センター長 鈴木 寿郎  
試験主担当者 試験評価部長 佐藤 正



1. 背支持部工学的評価試験

1. 1 後方衝撃試験

試験内容

背支持部後方衝撃試験は、写真4に示すように質量25kgのおもりの重心が背中央部で上端より30mm下方に当たるように設定し、30度の衝突角度からおもりを放して背支持部に2回衝突させる。試験後、機能不全が起こらないことを確認する。おもりの詳細はJIS T9 201の附属書4を参照すること。また、変形の状況を確認するため、写真3に示す3点での変形量を測定する。



写真3 左右支持点及び中央負荷点における測定点

試験結果

No1は写真5に示すように、衝撃試験後ピンバーの根元部分が変形したが、No2は試験後、機能不全等の状況は認められなかった。

なおNo1は、中央の衝撃点における変形が1回目17mm、2回目16.2mmで、全体では33.2mmの変形であった。No2の、最大変形量は0.2mmであった。

表1 衝撃毎の変形量（単位：mm）

測定部位	衝撃1回目		衝撃2回目	
	No1	No2	No1	No2
左支持部	4	0.1	7.5	0
背中央	17	0	16.2	0
右支持部	2	0.1	1.9	0.1



写真4 試験状況



写真5 ピンバー根元部破損状況

1. 2. 繰り返し荷重試験

試験内容

背支持部繰り返し荷重試験は、写真6に示すように背支持部の中央に、750Nの負荷力を圧子を介して10万回、0.5Hzで繰り返し負荷し、試験後目視、触感などにより機能不全が起こらないことを確認する。また、変形の状況を確認するため、写真3に示す3点での変形量を測定する。

試験結果

No1は写真7に示す背支持部上部支持ピンバーが破損した。なお、写真8に示すように1回目の試験では、左ピンバーが16200回の繰り返し回数点において破損した。

そして、2回目の試験では、写真9に示すよう

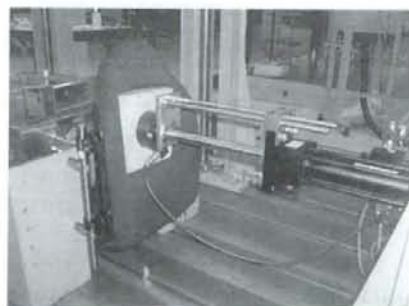


写真6 試験状況

に左右ピンバーが25000回の時点で破損した。

一方、No2は、荷重負荷点における繰り返し試験後の変形量は1.3mmであった。また、背支持部においては殆ど変形は見られなかった。

表2 試験後の変形量（単位：mm）

測定部位	試験品	
	No1	No2
左支持部	-	0
背中央	-	1.3
右支持部	-	0.1

注) No1は1回目及び2回目とも破損



写真7 ピンバー破損部位



写真8 1回目破損状況(左)

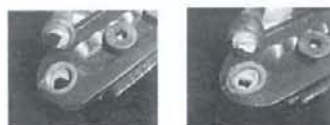


写真9 2回目破損状況(左・右)

### 1. 3. 後方静的荷重試験

#### 試験内容

背支持部後方静的荷重試験は、写真10に示すように背支持部上部中央に前方から後方へ45度で10回、10秒間ずつ750Nの負荷力を負荷し、機能不全が起らないことを確認する。また、変形の状況を確認するため、写真3に示す3点での変形量を測定する。

#### 試験結果

No1は写真11に示すように、1回目の負荷直後に基台が外側へ動くと同時に、ケイクリップが回転した。

No2は試験後、機能不全の状況は認められなかった。

なおNo1は、中央衝撃点における変形が1回目55.2mm、2回目4mm、10回目19.2mmで、全体では78.4mmの変形であった。No2の中央衝撃点における変形は1回目0.7mm、2回目0.8mm、5回目0.5mm、10回目0.3で、全体では2.3mmの変形であった。



写真10 試験状況



写真11 上方基台が外側へ移動

表 3 負荷回数毎における変形量（単位：mm）

測定部位	負荷 1 回目		負荷 2 回目		負荷 5 回目		負荷 10 回目	
	No1	No2	No1	No2	No1	No2	No1	No2
左支持部	4.6	0.1	0.1	0	0.4	0	0.2	0
背中央	55.2	0.7	4	0.8	—	0.5	19.2	0.3
右支持部	5.9	0	0.9	0	0	0	0.2	0

1. 4. 前方静的荷重試験

試験内容

背支持部前方静的荷重試験は、写真 12 に示すように背支持部中央、上部から 30 mm の位置に 10 回、10 秒間ずつ 750 N の負荷力を負荷し、機能不全が起らないことを確認する。また、変形の状況を確認するため、写真 3 に示す 3 点での変形量を測定する。

試験結果

No1 は、写真 13 の矢印で示すように上方基台の内側への移動、及びインクチップの回転が見られた。その結果、表 4 に示すように左インクチップが 8.1mm、右インクチップが 3.7mm の変形となった。また、負荷点では 26.4 mm の変形が見られた。

No2 は、1 回目の負荷時に規定負荷の 750 N まで達せず、写真 14 に示すように 730 N 負荷時に SNAP TITE の変形及び HINGE の外れが見られたため試験を中止した。

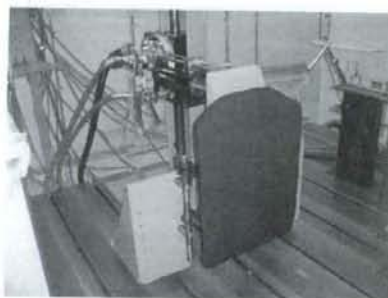


写真 12 試験状況



写真 13 上方基台が内側へ移動 (No1)

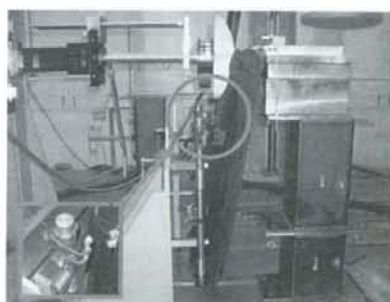


写真 14 SNAP TITE が変形するとともに HINGE に開き発生 (No2)

表

表 4 荷重負荷回数毎における変形量（単位：mm）

測定部位	負荷 1 回目		負荷 2 回目		負荷 5 回目		負荷 10 回目	
	No1	No2	No1	No2	No1	No2	No1	No2
左支持部	3.5	/	0.1	/	0.6	/	0.4	/
背中央	—	/	—	/	24.8	/	1.6	/
右支持部	3	/	0	/	0.2	/	0.5	/

注) No2 は荷重負荷で SNAP TITE の変形のため 1 回目です試験を中止

## 2. 所見

背支持部における後方衝撃、繰り返し荷重、後方静的荷重、そして前方静的荷重試験の4項目について試験を実施したが、No1は、すべての項目について基準を満たさなかった。No2については、前方静的荷重試験以外の項目については基準を満たした。

- ① No1は、クインクリップとクインクリップ取付けパイプとの適合が悪く、クインクリップに備え付けのゴムを取付けクインクリップを装着しても試験品に規格の基準値にある荷重をかけると回転してしまう。備え付けのゴム厚みが合っていない様に感じられた。
- ② 機能不全の判定で6mm以上というものがあるため、今回は背支持部及び荷重負荷点において変形量を測定したが、パイプに固定するクインクリップのような回転する部分ではどのように判定するか検討する必要があるだろうか。
- ③ 車いすの基台が荷重負荷により移動するため、車いすのバックサポートパイプ幅に合わせて左右幅を調整する基台部については、ねじ固定をする際にはメーカー支持または締付け力等を規定する必要があるように感じられた。
- ④ 供試品の固定方法が繰り返し試験等の結果に影響することも考えられるため、試験機関での結果のばらつきをなくす為にも、製品に装着して試験をするのか、部品を単独で固定して試験を行うのか検討していく必要があろう。